東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部を改正する条例

東大和市交通安全対策審議会設置条例（昭和３７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「市内」を「東大和市の区域内」に、「高揚と」を「高揚及び」に、「付属機関」を「附属機関」に改める。

第３条第１号中「もの」を「者」に改める。

第４条中「１年」を「２年」に改め、「とし、」の次に「委員が欠けた場合における」を加える。

第５条第１項を次のように改める。

審議会に会長を置き、その選任方法は、第３条第１号の委員の互選による。

第５条第３項中「が会長の」を「がその」に改める。

第１０条を次のように改める。

（庶務）

第１０条　審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

第１１条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「の施行について」を「に定めるもののほか、審議会の運営に関し」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条の改正規定（「１年」を「２年」に改める部分に限る。）は、平成２８年７月１日から施行する。